

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

わが国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症として抜本的対策が求められている。多くの患者は、輸血、血液製剤の投与、及び針・筒連続使用の集団予防接種等の医療行為によって肝炎ウイルスに感染し、その中には、医療・業務・血液行政の誤りにより感染した患者も含まれている。まさに「医原病」であり、国の責任はきわめて重大である。

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝ガンに移行する危険性の高い深刻な病気であり、肝硬変・肝ガンの年間死者数は4万人を超え、その9割以上がB型、C型肝炎ウイルスに起因している。また、すでに肝硬変・肝ガンに進展した患者は長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面している状況にある。

このような中、平成20年度から、国の「新しい肝炎総合対策」(7カ年計画)がスタートしたが、法律の裏付けがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によっては、財政的な面からも施策に格差が生じている。適切なウイルス肝炎対策を全国的規模で推進するために、肝炎対策に係る「基本理念」や、国、地方公共団体の責務を定めた「基本法・根拠法」の制定が必要である。

よって、本議会は、ウイルス肝炎患者救済のために、国および政府に対し緊急に次の施策を講ずるよう強く要請するものである。

記

- 1 ウイルス肝炎対策を全国的規模で等しく推進するために、肝炎対策のための基本法を早期に成立させること
- 2 「新しい肝炎総合対策」が検討されたのは、薬害被害者の救済を図るきっかけであり、これまでの国の政策判断に起因するものであることから、国のおいて全額国の負担で肝炎総合対策の推進を図ること
- 3 地方公共団体に生じる事務経費については、必要な財源措置を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月12日

衆議院議長・参議院議長・
内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣 殿

神奈川県愛甲郡清川村議会議長 山本善男